

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和10年12月31日まで)

秋本人安第799号 刑企第179号

捜一第109号

令和5年8月2日

各 所 属 長 殿

秋田県警察本部長

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置について（通達）

子供の心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者への再犯防止については、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置について（通達）」（平成29年8月14日付け秋本少安第250号ほか。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が制定されたことに伴い、下記のとおり運用することとしたので、本通達の趣旨に沿って適切な措置を講じられたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 目的

この通達は、子供対象・暴力的性犯罪が、子供の心身に深刻な影響を与えるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は再び同種犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び同種犯罪を犯すことを防止し、又は同種犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置について定めることとする。

2 定義

- (1) 「子供対象・暴力的性犯罪」とは、別表に掲げる罪であって、被害者が16歳未満の者であるものをいう。
- (2) 「再犯防止措置対象者」とは、子供対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、4に定める再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして、警察庁が登録し、警察本部長（以下「本部長」という。）に通知した者をいう。
- (3) 「再犯防止措置実施警察署」（以下「実施警察署」という。）とは、再犯防止措置対象者の出所後の帰住予定先を管轄する本部長が指定した警察署をいう。

3 再犯防止担当官等の指定

- (1) 再犯防止措置実施担当官の指定

実施警察署の署長（以下「実施警察署長」という。）は、原則として、警部以上の階級にある者から、再犯防止措置実施担当官（以下「担当官」という。）を指定するものとする。

（2）再犯防止措置の体制

再犯防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

ア 生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）

人身安全対策課長は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、実施について実施警察署長を指導する。

イ 実施警察署長

実施警察署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携し、再犯防止措置に当たる。

ウ 担当官

担当官は、実施警察署長の指揮を受け、再犯防止に向けた措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

4 再犯防止に向けた措置

（1）所在の確認及び面談

ア 出所後の所在確認

実施警察署長は、再犯防止措置対象者の出所予定日が到来した場合（仮釈放者については、仮釈放期間が終了した場合、保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間が終了した場合）、速やかに、当該再犯防止措置対象者が帰住予定先（仮釈放者については、仮釈放期間終了時の住居、保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間終了時の住居）に居住しているかどうかを確認するものとする。

イ 繙続的な所在確認

実施警察署長は、アにより所在を確認した再犯防止措置対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認するものとする。

ウ 再犯防止措置対象者との面談

ア又はイの所在確認を行う際、必要に応じて、当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、同人と面談を行うものとする。

（2）再犯防止措置対象者に係る情報の活用

警察署長は、子供に対するつきまとい、声掛けその他犯罪の前兆とみられる事案（以下「前兆事案」という。）の情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子供に対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子供対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合においては、生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）、刑事部捜査第一課と情報共有するなど緊密に連携し、迅速な対応を図るものとする。

（3）再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置

再犯防止措置対象者が仮釈放（更生保護法（平成19年法律第88号）第40条の規定に

より保護観察に付される。) 又は保護観察付一部執行猶予の状態にある場合には、同法第50条の規定により、保護観察所の長に届け出た住居(同法第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合には当該住居)に居住することや、転居又は7日以上の旅行をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることが定められていることから、人身安全対策課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めるものとする。

(4) 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

ア 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置

実施警察署長は、4(1)ア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者の転居が確認された場合であって、転居先が判明しているときは、本部長に転居先を報告するものとする。この場合において、転居先が他の警察署管内であるときは、継続して再犯防止措置が実施されるよう、転居先を管轄する警察署長は、3に定めるところに準じ、必要な措置を行うものとする。

イ 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

実施警察署長は、4(1)ア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者の所在が不明となったことが確認された場合は、本部長にその旨を報告するものとする。

本部長から再犯防止措置対象者が所在不明となった旨の手配を受けた各警察署長は、当該所在不明の再犯防止措置対象者に係る情報の収集を行うものとする。

5 登録の解除

警察庁では、再犯防止措置対象者が派出所後、性的犯罪により検挙されずに一定期間経過したときは、あらかじめ本部長が登録の継続を求め、かつ、警察庁が相当と認めたもの以外は、当該登録を解除することとしていることから、実施警察署長は、再犯防止措置対象者に再犯のおそれがあると判断した場合は、本部長に対し、登録の継続を求めるものとする。

6 再犯防止措置実施上の留意事項

(1) 再犯防止措置対象者の更生への配慮

再犯防止措置の実施に当たる者は、その措置が、再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮しなければならない。

特に、再犯防止措置対象者が派出所であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮をしなければならない。

(2) 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

7 警察署間の連携等

実施警察署長は、再犯防止措置を実施する上で関係を有する他の警察署の協力が必要な場合は、人身安全対策課長を経由して、協力を依頼するものとする。

8 関係機関・団体との連携

再犯防止措置の実施に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努めるものとする。

9 子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

警察署長は、子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、懲役又は禁錮の刑を執行された者であって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認めるものについて、本部長に対し、再犯防止措置対象者の登録を求めるものとする。

この担当 人身安全対策課子供・女性安全対策係 (☎ 3072、3074)

別表

罪名	法条
不同意わいせつ	刑法第176条
不同意わいせつ未遂	刑法第180条
不同意わいせつ致死、同致傷	刑法第181条第1項
不同意性交等	刑法第177条
不同意性交等未遂	刑法第180条
不同意性交等致死、同致傷	刑法第181条第2項
監護者わいせつ	刑法第179条第1項
監護者わいせつ未遂	刑法第180条
監護者わいせつ致死、同致傷	刑法第181条第1項
監護者性交等	刑法第179条第2項
監護者性交等未遂	刑法第180条
監護者性交等致死、同致傷	刑法第181条第2項
わいせつ目的略取、同誘拐	刑法第225条
わいせつ目的略取未遂、同誘拐未遂	刑法第228条
強盗・不同意性交等	刑法第241条第1項
強盗・不同意性交等致死	刑法第241条第3項
強盗・不同意性交等致死未遂	刑法第243条
強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第176条
強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制わいせつ致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第177条
強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制性交等致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
準強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第1項
準強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制わいせつ致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
準強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第2項
準強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制性交等致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
強盗・強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第1項
強盗・強制性交等致死	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第3項
強盗・強制性交等致死未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第243条
強制わいせつ未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第177条
強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
強姦致死、同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第2項
準強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第178条第2項
準強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
準強姦致死、同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第2項
集團強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第178条の2
集團強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
集團強姦致死傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第3項
強盗強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第241条
強盗強姦致死	平成29年改正法による改正前の刑法第241条
強盗強姦致死未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第243条
常習強盗・不同意性交等	盜犯等防止法第4条
常習強盗・強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第1項を引用した盜犯等防止法第4条
常習強盗強姦	平成29年改正法による改正前の盜犯等防止法第4条

注1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）を「令和5年改正法」と表記している。

注2 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）を「平成29年改正法」と表記している。

注3 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）を「盜犯等防止法」と表記している。